令和４年（行ウ）第１８号　埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分に対し国土交通大臣がなした裁決の取消請求事件

原告 東恩納琢磨 外１９名

被告 国

原告第１準備書面の要旨

１　はじめに

本書面は、行訴法９条の定める原告適格について主張するものです。

２　行訴法改正と裁判を受ける権利について

同条項、特に９条２項は、２００４年の行訴法改正に伴い大幅に修正されました。その趣旨は、原告適格の範囲を従来の枠組みから拡張する点にあると言われており、「法令の規定の文言のみによることなく」と明示するとおり、条文の文言にのみとらわれ、原告適格の範囲を狭く解していた従来のあり方を諫めています。

この点を見誤り、条文の文言のみに拘泥して原告適格の範囲を画そうとすることは、行訴法の解釈適用を誤るばかりか、憲法の保障する「裁判を受ける権利」の侵害にもつながります。

３　条文解釈について

被告は、原告適格の判断にあたり、要旨、原処分の審理・判断の対象とされた事由及び理由との関係のみ考慮されるべきであると主張しています。

　　しかし、そもそも行訴法９条の文言から、そのような解釈は導き出されません。このような解釈は、行訴法９条の解釈の初歩を誤っていると言わざるを得ません。

また、ある要件が一つ欠けていることを理由に不承認処分がされた場合、そのことは、他の要件が間違いなく充足されていることを意味するものではありません。ある処分により被害を受ける者が存在する場合に、その者が、原告適格が認められない結果、当該処分の際に見過ごされた違法事由を主張することが出来ないという結論もまた、明らかに不合理です。

さらに、被告の主張は、仮に全ての要件が充足されたとして承認処分がされた場合、その取消しを求める訴訟では、全ての要件が原告適格を基礎づけることとの間で均衡に欠けるという意味においても、誤りです。

４　高さ制限との関係

　　埋立ては、国土の利用上適正かつ合理的になされなければならないというのが、公水法の要請の一つです。そして、国土には、私有地も含まれます。従って、私有地の権利を不適正・不合理に制限するような埋立てを許さないということもまた、公水法の要請です。

　　本件埋立地は、米軍基地として使用されますが、米軍基地については、米国が定めた「高さ制限に関する統一施設基準」（UNIFIED　FACILITIES　CRITERIA（UFC））が存在します。これは、一言でいえば、基地周辺においては、一定の距離の範囲内においては一定の高さ以上の建造物を建築することができないと定めるものです。基地周辺に背の高い建物があると、離着陸の際に衝突などが生じることがあり、周辺住民の生命・身体・財産に危険を及ぼす可能性があることから、このような基準が存在するのです。

　　この点、同基準には日本国内で基地周辺住民を拘束する効力はありません。しかしながら、そのことと、実際に生命・身体・財産に危険が及ぶか否かは、明らかに別の問題です。同基準は、いち個人が適当に作成した基準ではなく、米国が国民の安全を確保するために確立した基準であり、辺野古新基地周辺に、同基準に抵触するような建物があれば、日本国内における法的拘束力の有無とは無関係に、生命・身体・財産に対する危険が生じていると言わなければなりません。

　　本件では、現時点で既に同基準に抵触する者が原告となっています。これらの者が訴訟の入口段階である原告適格すら認められないというのは、明らかに誤りです。

　　また、現時点では同基準に抵触していない原告らについても、将来、同基準に抵触するような建物を建築すれば生命・身体・財産に対する危険が発生することが分かっている以上、自分の土地に好きな建物を建てることが事実上制限されることになります。現に、国も、このような建物が建てられようとしているときは、移設等の調整を行うという方針を明言しています。

先ほど述べた通り、私有地の権利を不適正・不合理に制限するような埋立ては、公水法が許容するところではないため、同基準の適用範囲内に居住する原告らについても、そのことを主張する資格、即ち原告適格は認められるべきであります。

５　騒音、振動との関係

　　米軍の飛行場を離着陸する航空機の発する騒音が、個人の受忍限度を超え、違法と評価されることがあることは、全国の基地訴訟においてよく知られているところです。

　　今回、これまでには民間の飛行場すら無かった土地に、新しく米軍の飛行場が作られ、そこで米軍機が離着陸されようとしているのですから、その周辺住民が違法な爆音に晒されるのではないかと考えることは、当然のことです。

　　問題は、その基地がまだ完成していないため、どこからどこまでが、どのくらいの騒音に晒されるのかが明確ではないという点です。

ここで、本件訴訟の原告の居住地が、騒音の「予測」コンターの範囲に入っていないという事実は、少なくとも、原告適格を否定する論拠にはなり得ません。何故なら、予測はあくまで予測に過ぎず、線路の上しか走らない電車と異なり、どこでも自由に飛べる航空機が、原告らに影響を与えるコースを絶対に飛ばないという保証は、どこにもないからです。それどころか、例えば普天間飛行場においては、米軍機が定められた場周経路をはみ出して飛行することは常態化しており、騒音規制措置で定められた訓練時間も守られていません。また、そもそも予測が正確なのかについても大きな疑念があり、予測以上の騒音を出したとしても、現在の最高裁判例によると、供用後はその差止請求は認容される余地がありません。

このような状況で、基地周辺に居住する本件原告らに原告適格すら認めないというのは誤りというべきです。

６　エコツーリズムやダイビングを生業にしている原告について

　　本件埋立事業によって直接的な被害を被るのが、エコツーリズムやダイビングショップを生業としている原告です。

　　本件埋立事業のような広範な埋立てを行う場合は、当然ながら埋立区域のみならず、より広い範囲で自然破壊や水質汚濁が生じるのであって、そのような被害が「埋立区域内のみに生じ、区域外には全く生じない」というような、ゼロか百かの問題でないことは、容易に想定し得ることです。

　　公水法がこのような事態を念頭に、環境保全について十分に配慮すべきことしていることは、公水法４条１項２号等の記載からも明らかであって、伊方火力最判が出された後に示された旧建設省の見解も同様の指摘をしています。

　　このように、公水法は、自然破壊や水質汚濁の防止等の海洋環境の保全を求め、もって、豊かな自然や良好な水質を享受する利益を個別的利益としても保護しているのですから、エコツーリズムやダイビングショップを営む者については、関係法令を考慮するまでも無く、原告適格が認められるべきです。

７　最後に

　　原告適格論に関する被告の主張が、あまりにも条文からかけ離れたものであるため、最後に改めて、条文に立ち返って、行訴法９条２項を確認したいと思います。

「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。」（下線は引用者による。）

原告第１準備書面は、本条文に沿った形で主張を行っており、その結論として、本件原告らについて原告適格が認められることを述べているものです。

以上